

## 「経営者保証に関するガイドライン」への当金庫の取組み方針



当金庫は、事業性のお借入れにかかる保証につきましては、『経営者保証に関するガイドライン』に基づき誠実に対応するよう努めております。『経営者保証に関するガイドライン』および当金庫における『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針は、次のとおりでございます。



### 1. 『経営者保証に関するガイドライン』とは

●行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で有識者との意見交換の場として設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」が自主的自律的な準則として2013年12月に公表し、2014年2月から適用開始となったものです。

【経営者保証に関するガイドラインの策定の背景と目的】

「経営者保証」には、経営への規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっているという指摘もあることを踏まえ、『経営者保証に関するガイドライン』は策定されました。『経営者保証に関するガイドライン』は、経営者保証の課題・弊害を解消しつつ、主債務者・保証人・債権者の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化、中小企業の各ライフステージにおける取組意欲の増進を図り、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としています。

### 2. 当金庫の取組方針【経営者保証受入に関する当金庫の対応】

(1)当金庫は、経営者保証の必要性や保証金額等について、お客さま（債務者・保証人）に対して次の3点を確認したうえで総合的に検討いたします。



- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られているか（法人個人の一体性の解消）  
例：法人から経営者への貸付等による資金流出がないか
- ②財務基盤の強化が図られているか  
例：業績が堅調で十分な利益や内部留保を確保しているか
- ③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか  
例：決算書のほか、試算表や資金繰表等が定期的の開示されているか

(2)当金庫は、お客さま（債務者・保証人）において次のような事象が将来にわたって充足すると見込まれる場合には、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さま（債務者・保証人）の意向を踏まえたうえで検討いたします。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤経営者から必要な物的担保の提供があること（本項は③を補完するもの）



(3)当金庫は、経営者保証の機能を代替する融資手法（金利の一定上乘せほか）のメニューの充実を図ってまいります。

(4)当金庫は、やむを得ず経営者保証を締結する場合、お客さま（債務者・保証人）に対して、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等の見直しの可能性について、丁寧かつ具体的な説明をいたします。

(5)当金庫は、お客さま（債務者・保証人）から保証契約の変更・解除のお申し出があった場合も、上記(2)に示した点から改めて保証の必要性や適切な保証金額について検討し、真摯かつ柔軟に対応いたします。

(6)当金庫は、債務者に事業承継が生じた際には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

(7)当金庫は、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで、履行の範囲を決定いたします。

以上



**※経営者保証に関するご相談は、ご遠慮なくお取引いただいている営業店までお問い合わせください。**

